

「岡山市国民健康保険ICTを活用した特定保健指導業務委託」
企画競争に係る質問及び回答

令和6年4月5日
岡山市保健福祉局保健福祉部国保年金課

項番	項目	質問	回答
1	公示 3 参加資格	参加資格に「ISMS 適合性評価制度認証」とありますが「Pマークの取得」で代替はできないのでしょうか？	公示に示す参加資格を有する事業者のみとなります。ただし、共同企業体としての応募の場合は、特定保健指導業務のみに従事する構成員についてはPマークの取得で代替できるものとします。
2	公示 3 参加資格	共同企業体としての応募は認められますでしょうか？	以下の構成要件を満たす共同企業体として応募することも可とします。 (ア)この企画競争において、1事業者は同時に2つ以上の共同企業体の構成員になることはできない。 (イ)共同企業体の構成員は、単独でこの企画競争に参加することはできない。 (ウ)この業務委託の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とする。 (エ)共同企業体の代表者は1構成員とする。 なお、共同企業体による参加について、申請書等の添付ファイルを追加しています。
3	仕様書(案) オンライン保健指導の要件	実施希望者が10名以上きた場合の対応について (先着10名での実施になるのか、拡大することもあるのか)	先着10名での実施とします。
4	仕様書(案) 特定保健指導業務仕様書 5 業務内容 (2)動機付け支援、②支援期間と頻度	②初回時面接のみの原則1回とする →原則であるため1回以上に介入し、脱落防止に努めても問題ないか	お見込のとおりです。
5	仕様書(案) 特定保健指導業務仕様書 5 業務内容 (3)積極的支援、④(ウ)中間評価	④(ウ)中間評価 →支援方法は、定められているか (面談実施が必須、電話、評価報告のみ、、、など)	中間評価の支援方法は定めていません。 国の定める実施基準等(「標準的な健診・保健指導プログラム(改訂版)」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」等)にそって実施してください。